

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和2年12月21日（月）

開 会（午後1時25分）

【議 事】

○諮問第1号 「審査請求に関する諮問について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中村委員

審理員意見書の最後にも書いてあるが、基本的には利用契約の解除の効果というものが一番重要であると思っている。これは審査請求ではなくて民事訴訟において判断されるべき項目と書いてあるが、当該施設は指定管理者制であって、指定管理者が行った処分が行政処分としての処分性があるので、今回のケースは審査請求については市長が審査庁となる。行政訴訟が行われる場合には、指定管理者が被告となると思うが、利用契約の解除を争う場合にはこれは民事訴訟となるのか、それとも行政訴訟となるのか。

榎本文書行政  
課主幹

契約については民事訴訟となりますので、指定管理者に対して審査請求人が民事訴訟を起こすことになると思います。

中村委員

本件とは別の案件とする考え方に立てば、このことは把握していなくてもよいのだが、実際に利用契約の解除についての争いは現状行われている

	のか。
榎本文書行政 課主幹	承知しておりません。
中村委員	仮に、利用契約の解除が間違いであったとされた場合には、今回は処分 庁で利用を取り消しているが、再利用することはできるか。
榎本文書行政 課主幹	仮に指定管理者と契約をして、利用に係る処分を得ることとなれば、改 めて施設を利用することができる仕組みであると考えています。
中村委員	今回の利用停止処分というのは、今回は処分庁が行い、審査庁の見解に ついては問題があるわけではないとする審理員の意見をもらっているが、 これが恒久的な審査請求人に対する当該施設の利用を停止するものとな るわけではなく、今回のこの件に関しては停止するというだけでよいか。
榎本文書行政 課主幹	そのとおりです。
城下委員	中村委員の質疑で確認するが、議案資料ナンバー5の4ページはこの間 の流れということで、審査庁から意見書受領・諮問という形で当委員会に

付託をされているが、第三者機関としての議会から答申をもって審査庁として裁決を行うということで、その裁決の結果について、場合によっては当該施設の利用も状況によって可能となるとの答弁があった。その辺の判断としてはどういう形でこういった状況の中で判断がされるのか。

榎本文書行政  
課主幹

今回、この裁決でこの取消しの処分が有効であるということになった場合は、先ほど申し上げたとおり、この施設が使えなくなるという状態となります。仮に指定管理者と審査請求人が契約を結んで施設の利用承認を得られるという状態となった場合は、改めてこの施設を利用することが可能となるということで理解しています。

城下委員

この裁決をもって、利用されていた方が不服となった場合には、民事訴訟という形に進展していくという理解でよいか。

榎本文書行政  
課主幹

この後、どのように動いていくかということとなりますと、このまま本件処分の取消しを求めた審査請求が棄却ということで、取消しの処分が有効となった場合には、取消しの処分に対して行政訴訟として争うことができます。それとは別に、利用契約については民事訴訟で契約の有効性を争うことができますし、それとは別の施設と改めて契約を結ぶこともでき、いくつかのパターンがあるものと考えます。

休 憩（午後1時32分）

(※休憩中に答申内容について協議を行う。)

再 開 (午後 2 時 1 5 分)

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

諮問第 1 号については、全会一致、別紙のとおり答申すべきものと決する。

散 会 (午後 2 時 1 6 分)

## 諮問第1号「審査請求に関する諮問について」に対する答申書

地方自治法第244条の4第2項の規定により諮問された、諮問第1号「審査請求に関する諮問について」に対し、下記のとおり答申する。

## 記

本件は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会が本市の指定管理者として受託している障害者通所施設において、同法人が行った施設の利用承認取消処分の取消しを求めた審査請求である。

本件に関しては、施設の利用承認取消処分は妥当なもので、裁量権の逸脱乱用とまでは言い切れないと判断する。

なお、審査請求人のその後の状況を把握するとともに、寄り添った丁寧な対応を求めるものである。